

令和4年12月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月18日

判 決

[REDACTED]
原 告 山 本 真 優 理
同訴訟代理人弁護士 小 川 原 之

[REDACTED]
被 告 関 口 明 彦

[REDACTED]
被 告 桐 原 尚 之

[REDACTED]
被 告 山 田 悠 平
上記3名訴訟代理人弁護士 大 塚 翔 吾
同 高 橋 宣 人

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、100万円及びこれに対する被告関口明彦は令和3年3月4日から、被告桐原尚之は同月3日から、被告山田悠平は同月5日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告らとの間で全国「精神病」者集団（以下「本件集団」という。）の名称（以下「本件名称」という。）を自己の集団を称する名称と

吉川義定印鑑 並御本願日同 勅准大許日本ノ良名工手少郎

伊藤永輔通御書鑑 [REDACTED] 第(又)甲子年

日8丁目11号小町舟 日本郵船会社

大 二 月

飯 橋 本 山 吉 要

又 節 黒 田 小 土 藤 人 間 戸 道 福 同

海 關 白 關 告 雜

文 關 事 關 告 雜

甲 忠 田 由 吉 告 雜

各 旗 畳 大 土 藤 人 間 戸 道 福 同

入 宣 關 事 告 雜

文 一 月

。の十載期計叶の各条約の告題 1

。の文も隨意の告題お假體請題 2

海 關 白 關 告

朱詩 丁集

即日開告辦る事核正此モ免田氏0.01,フジ書院,「松井吉興」此モ若勢

同好平忠田山書院,「松井日多良同和本商運聯告辦」,此モ日本民と争ひ時令始場

上支空資金をもつて合應ひ争ひ争ひある事ハ支那が承うる收目日其

要請の案事 3集

(尾聲書本) 田嶋書「誠時潮」圖全之圖のもの皆實,「松井吉興」此モ若勢

同好平忠田山書院,「松井日多良同和本商運聯告辦」,此モ日本民と争ひ時令始場

して用いないとの合意をしたにもかかわらず、被告らが当該合意に基づく義務（以下「本件名称不使用義務」という。）に違反し、本件名称を使用していると主張して、債務不履行又は共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告らに対し、100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、本件集団の名の下に、昭和56年頃から精神障害者同士の助け合いと交流の運動に参加してきた者である。原告は、本件集団において、名簿や資金を管理し、全国「精神病」者集団ニュースの発行を担当してきた。

イ 被告らは、本件集団の運営委員会（以下「運営委員会」という。）の構成員として活動してきた者らである。

(2) 確認書の締結

原告と被告らは、本件集団の活動を続ける中で、次第に対立するようになっていった。原告と被告らは、平成30年3月30日、池原毅和弁護士（以下「池原弁護士」という。）ら立会いの下、本件集団の今後の在り方等を議論するための会議を行い（以下「本件会議」という。）、同年5月頃までに、次の内容の確認書（甲2。以下「本件確認書」という。）を取り交わした（甲6の1及び2）。

ア 原告は、被告らが運営委員会の構成員になっている集団（以下「甲集団」という。）には加わらず、別の集団（以下「乙集団」という。）として活動することとする（1項）。

イ 甲集団及び乙集団はいずれも、平成30年5月1日以降、本件名称を自己の集団を称する名称として用いない（2項）。

ウ 甲集団及び乙集団は、本件について、この確認書に記載した内容及び平成30年3月30日の会議の録音データ又はその反訳以外を公表しない（5項）。

エ 被告ら、原告、早坂智之及び富岡太郎は、上記の事項が甲集団及び乙集団の故意又は過失によって履行されないときには、再度、同6名並びに両集団が合意の上で推薦する第三者立会人2名及びコーディネーター2名によって構成される会議体において合議して解決する（8項）。

（3）その後の経過

ア 被告らが構成員となっている甲集団は、平成30年5月27日、臨時総会を開催し、同総会において名称変更の議案について審議されたが、多数の反対意見が集まり、同議案は否決された（乙9）。

イ 被告らは、平成30年5月28日、池原弁護士らに対し、上記臨時総会にて議案が否決されたことを報告し、本件確認書8項に基づく協議を申し入れた（乙5）。

ウ 甲集団は、名称変更に至らなかつたため、現在でも本件名称を使用している。

2 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

（1）被告らが本件名称不使用義務を負っているといえるかどうか (原告の主張)

被告らは、原告に対し、本件確認書2項により、確定的な拘束力を有するものとして本件名称不使用義務を負っている。

(被告らの主張)

本件確認書2項は、被告らが甲集団の名称を変更するための事務を遂行することを確認したものであり、本件確認書8項は、本件確認書での合意事項が甲集団において否決され「故意又は過失によって履行されなかつたとき」には、合意事項について一旦白紙に戻し、「再度」「合議して解決する」旨

定めたものであるところ、この定めと本件会議でのやり取りによると、被告らが本件名称不使用義務を負っていないことは明らかである。

また、被告らは、本件確認書2項に従い、甲集団の名称変更の件を臨時総会の議案にあげたが否決されたため、池原弁護士らに対して報告した上、原告との合議を申し出ているため本件確認書8項にも違反していない。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

被告らが本件名称を使用し続けていることにより、原告は多大な精神的苦痛を被った。原告の受けた精神的損害は100万円を下回らない。

(被告らの主張)

原告の主張を争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（被告らが名称不使用義務を負っているといえるかどうか）について

ア 原告は、本件確認書2項により被告らが自己の集団を称する名称として本件名称を用いないとの本件名称不使用義務を負っていると主張する。

しかしながら、被告らは本件確認書の合意主体であるものの、同確認書2項及び5項の主語は「甲集団および乙集団」とされ、これらの定めを受けて、同確認書8項には、本件確認書で定められた内容について「甲集団及び乙集団の故意又は過失によって履行されない」場合には、本件確認書の内容を合意した者らで「合議して解決する」旨が定められている。

そうすると、原告が本件名称不使用義務の根拠として主張する本件確認書2項の定めは、原告及び被告らがそれぞれ構成員となっている甲集団及び乙集団の行動について定めることを通じて、本件確認書の合意主体である原告及び被告らの努力義務を定めたものと解するのが相当であり、被告らが甲集団をして本件名称を使用させないことを義務付けることを内容とするものということはできない。

そして、被告らは、本件確認書2項を受けて、甲集団の臨時総会に名称変更の議案を提出し、同議案が同総会において審議されたものの、否決されたことから、本件会議に立ち会った池原弁護士らに原告との間の合意を申し出るなどして、本件確認書8項に基づいた手続を履践していることができる（前記前提事実(3)イ）。

イ 以上のとおり、本件確認書は、被告らに対し、本件名称不使用義務を課すものとはいえない上、被告らは、本件確認書に基づいた対応をしていることから、被告らに原告主張に係る義務違反は認められないというべきである。

2. 結論

以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3.7部

裁判長裁判官

杜下 弘記

裁判官

味元 厚二郎

裁判官

高岡 達大

これは正本である。

令和4年12月23日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 中 村 宏

